

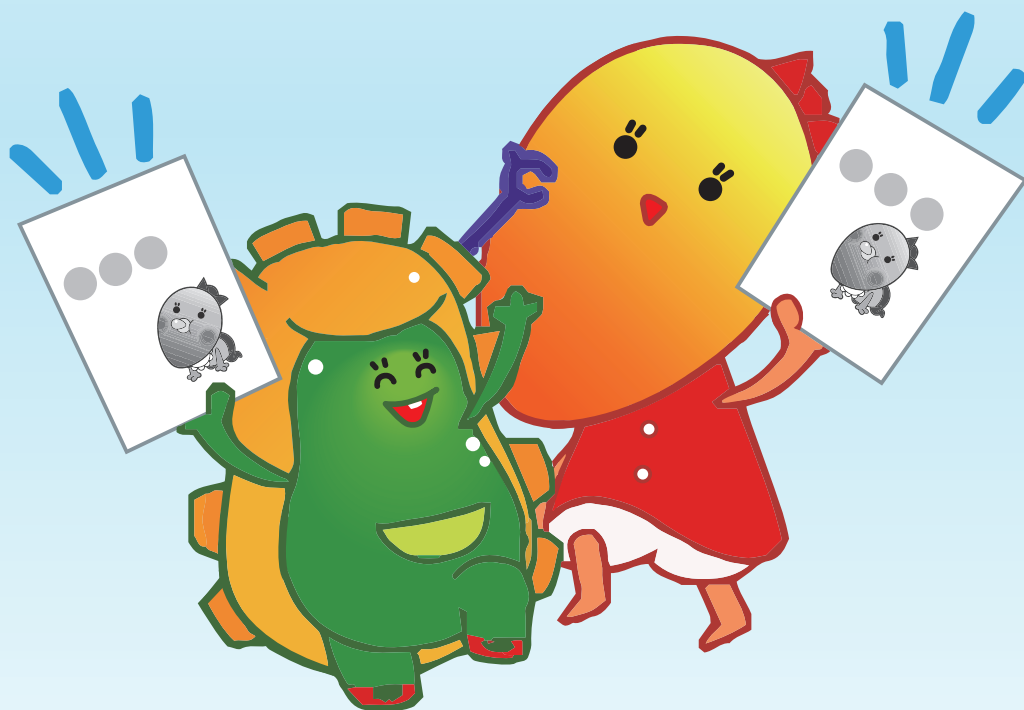


第二期

豊見城市

子ども・子育て支援事業計画

概要版



令和2年3月

発行 豊見城市
保育こども園課
住所 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1
電話 098-850-5088

どんな計画?

教育・保育事業の目標 (こども園や保育所等の整備目標)

「子ども・子育て支援事業計画」について・・・

本市は、2015（平成27）年3月に「豊見城市子ども・子育て支援事業計画」（第一期計画）を策定し、子どもの利益が最大限尊重されることや、子どもを産み育てやすい環境の整備に取り組んでまいりました。そして、5年を一期とする当該計画の終期が令和元年度（令和2年3月）であることから、令和2年度を始期とする第二期豊見城市子ども・子育て支援事業計画を策定し、引き続き、子どもが健やかに成長していけるよう、安心・安全な子育て環境づくりを推進してまいります。

計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。子ども・子育て支援法の基本指針に基づき計画を策定しています。また、本計画は「豊見城市総合計画」を上位計画とし、子どもの福祉や教育に関する市の他計画との整合性を図り、調整を保って策定しています。

計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5カ年計画です。また、計画期間中においては、年度ごとに事業の実施状況を確認し、本計画の期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

「子ども・子育て支援事業計画」の主な内容は?

「幼児期の教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」等のサービス提供について「将来必要と見込まれる人数」と「将来の定員の整備」、「こども園、保育所、小学校などの連携、幼児教育等の質の改善」などを計画的に示し、地域での安心できる子育て支援環境づくりを進めることが本計画の目的です。

◎教育・保育事業（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業）

◎地域子ども・子育て支援事業（放課後児童クラブや一時預かり、病児・病後児保育など）

将来必要と見込まれる人数 将来の定員や設置数の計画を立てる

◎保幼小の連携、教育・保育の質の確保

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校が連携するための仕組みづくり
保育従事者の人材確保や資質向上



保育を必要としない「1号認定」（教育時間を利用する）では、3歳児、4歳児の受け入れも推進します。保育を必要とする3歳児以上の「2号認定」では、5歳児保育の受け入れ先も確保し、ニーズに対応するように定員の拡大を行います。保育を必要とする2歳以下の「3号認定」では、産休や育休明けで預けられないという状況があり、これを解消するために定員の拡大を行います。

具体的には・・・

- ◎ 既存保育所の「増改築」、「分園設置」などで、保育所定員の拡大を行います。
- ◎ 0～2歳児までの受け入れを増やし、安定的な預け先を確保する為、「新園設置」を行います。
- ◎ 共働き、専業主婦などを問わずに幼児期の教育と保育を受けられる「認定こども園・幼稚園（1号認定）」を整備します。

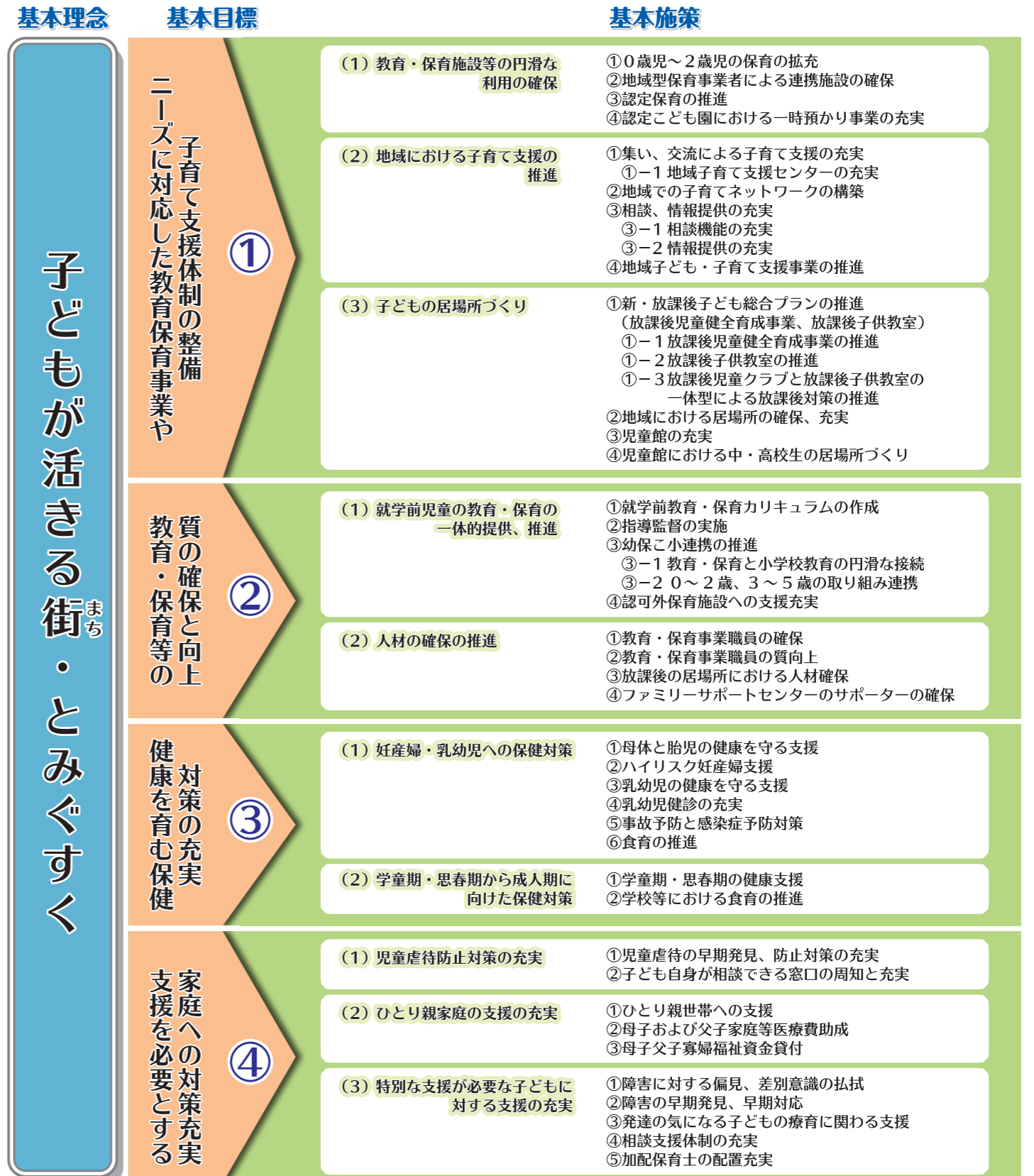
地域子ども・子育て支援事業の目標 (主な取り組み)

地域子ども・子育て支援事業には、いくつかの取り組みがあります。以下は、その中から抜粋して掲載しています。



子どもと子育て家庭支援の対策

市では、子どもと子育て家庭への支援対策を以下の基本理念 (目指すべき姿) や目標をもって進めていきます。



幼児教育・保育の 保育料無償化

令和2年3月1日現在

参考

幼児教育・保育の無償化の対象は「保育料（利用料）」です。給食費や行事費、延長保育料などは保護者負担となりますので、ご注意ください。

無償化の対象確認

START

保育の必要性の認定を受けることができる下記の事由に当てはまりますか？
(保護者全員が対象となります。)

- ① 就労（月64時間以上）
- ② 妊娠・出産
- ③ 疾病・障がい
- ④ 介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学
- ⑧ 虐待・DV
- ⑨ 育児休業中の継続利用
- ⑩ その他（①～⑧に類する状況として市長が認める場合）

はい

いいえ

現在、ご利用の施設やサービスはどれに該当しますか？

市立保育所、認可保育園、認定こども園
(2号認定こども)

市立保育所、認可保育園、認定こども園、
地域型保育施設※（3号認定こども）
※小規模保育施設、事業所内保育施設

認可外保育施設、一時預かり事業、
病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業
※所在市町村に確認届けを提出している施設等が対象です。

認定こども園、新制度移行済幼稚園
(1号認定こども)

新制度未移行私立幼稚園
※聖マタイ幼稚園および市外の対象施設

認定こども園、新制度移行済幼稚園
(1号認定こども)

新制度未移行私立幼稚園
※聖マタイ幼稚園および市外の対象施設

無償化の内容は？

3～5歳クラスの保育料が無償

0～2歳クラスの非課税世帯※の保育料が無償
※収入申告等により毎年、市町村民税が課税されますが、保護者および同居の祖父母が非課税の場合、非課税世帯となります。未申告の場合は該当しません。

3～5歳児の利用料が月額上限37,000円まで無償
0～2歳児の非課税世帯※の利用料が月額上限42,000円まで無償
※収入申告等により毎年、市町村民税が課税されますが、保護者と同居の祖父母が非課税の場合、非課税世帯となります。未申告の場合は該当しません。

満3～5歳児の教育標準時間（概ね午前）の保育料が無償
更に保育の必要性の認定を受け、預かり保育を利用した場合、
預かり保育料が日額上限450円（月額上限11,300円）まで無償

満3～5歳児の教育標準時間（概ね午前）の保育料が月額
上限25,700円まで無償
更に保育の必要性の認定を受け、預かり保育を利用した場合、
預かり保育料が日額上限450円（月額上限11,300円）まで無償

満3～5歳児の教育標準時間（概ね午前）の保育料が無償

満3～5歳児の教育標準時間（概ね午前）の保育料が月額
上限25,700円まで無償

申請手続き

新たな手続きは必要ありません。

■みなし認定者
認可保育所等の入所待ちをしており、既に「保育の必要性の認定」を受けている世帯で、無償化の対象となる場合は、「みなし認定通知書」を郵送します。新たな手続きは必要ありません。
■みなし認定者以外
「保育の必要性の認定」を受けるため、保育こども園課（市役所2階）で申請ください。

市より子育てのための施設等利用
給付認定を受ける必要があります。

新たな手続きは必要ありません。

市より子育てのための施設等利用
給付認定を受ける必要があります。

市立保育所、認可保育園、認定こども園の 2号認定こどもの給食費について

無償化により、保育料はお支払いが不要となりますが、給食費（主食費+副食費）は保護者負担となり、これまでどおり保育所等にお支払いいただくこととなります。また、給食費の金額は施設ごとに異なりますので、ご注意ください。



無償化後

保護者の皆さま

保育料無償化
副食費
主食費





支援対策の内容

① ニーズに対応した教育・保育事業や子育て支援体制の整備

→ 0歳児～2歳児の保育の拡充!!

少子高齢化や核家族化、働き方の多様化によって変化してきている環境に対応するため、待機児童数が多い0歳児～2歳児の保育の拡充を図ります。

→ 一時預かり事業の充実!!

教育時間終了後等に希望する園児を対象に各こども園において預かり保育を実施してまいります。その他一時預かりについては、受け入れ可能な範囲の拡充を行い、引き続き周知徹底、預け先等についての情報提供を行います。

→ 地域子育て支援センターの充実!!

地域における更なる子育て支援機能の充実を図るために施設を増やし、地域における子育て支援の場の確保を図ります。

→ 新・放課後子ども総合プランの推進!!

放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の推進や、両者の連携による放課後対策を推進します。

② 教育・保育等の質の確保と向上

→ 就学前児童の教育・保育の一体的提供、推進

就学前教育・保育カリキュラムの作成や、アプローチカリキュラム及びスタートカリキュラムの作成・導入に努め、保育所・幼稚園・こども園等と小学校との交流活動、職員間の相互理解の場の確保、保育要録・指導要録等の確実な引継と情報共有等を進めます。

また、地域型保育事業と連携施設が日頃から交流し、地域型保育利用者が円滑に移行できるよう促進します。

→ 人材の確保の推進

子どもの教育・保育、健全育成事業に携わる人材の確保を行い、保育士のほか、地域型保育事業で認められている保育従事者確保のための研修等を、県及び関係機関と連携推進し、保育環境の確保と質の向上に努めます。

③ 健康を育む保健対策の充実

→ 感染症予防対策の充実

新生児訪問事業や乳幼児健診事業等を通して定期予防接種の接種勧奨や、感染症予防についての情報提供に努めます。

→ 学校等における食育の推進

学校等で実施される体験活動との連携により食べ物の大切さ、体に良い食事、作る喜びなどを学び、豊かで健やかな人間性の形成、家族関係づくりを育む「食育」を推進します。

④ 支援を必要とする家庭への対策充実

→ 児童虐待、ひとり親家庭、障がい者等への支援!

児童虐待防止対策、ひとり親家庭への支援、特別な支援が必要な子どもに対する支援を、手厚く行えるよう取り組みます。